

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会（以下「本協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定め個人の権利利益の保護を図るとともに、本協会の事業の運営に対する信頼の確保に資する事を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、特定個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の個人に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(2) 文書等

本協会の職員が職務上作成し、又は收受した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であつて、決定等の手続きが終了し、本協会が管理しているものをいう。

(3) 磁気テープ等

本協会の職務が職務上作成し、又は取得した情報が記録された電子計算機に依る処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて、本協会が管理しているものをいう。

(本協会の責務)

第3条 本協会は、県が実施する個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱事務表の作成及び閲覧)

第4条 本協会は、個人情報を取扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される文書等又は磁気テープ等を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務表（別記様式）を作成し、閲覧の申出があつたときは、これに応ずるものとする。

2 前項の規定は、本協会の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準ずる事項を取扱うも

のについては、適用しない。

(収集の制限)

第5条 本協会は、個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

2 本協会は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。
(2) 個人情報を取扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと認めて収集するとき。

3 本協会は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に基づいて収集するとき。
(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。
(3) 出版、報道等により公にされているものを収集するとき。
(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において収集するとき。
(5) 第7条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
(6) 本人から収集したのでは個人情報を取扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集すること相当の理由があると認めて収集するとき。

(正確性及び安全性の確保)

第6条 本協会は、個人情報を取扱う事務の目的に必要な簡易で個人情報を正確なものに保つよう努めるものとする。

2 本協会の個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めるものとする

3 本協会は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに破棄し、又は消去するものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 本協会は、個人情報を取扱う事務の目的以外のため個人情報を本協会の内部において利用し、又は本協会以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。

- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、情報等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において、利用し、又は提供するとき。
- (5) 公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

(外部提供の制限)

第8条 本協会は、個人情報を本協会以外のものに提供する場合において必要があると認められるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報について、その目的もしくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

(委託に伴う措置)

第9条 本協会は、個人情報を取扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(職員等の義務)

第10条 個人情報を取扱う本協会の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の申出)

第11条 何人も、本協会に対し、文書等又は磁気テープ等に記録された自己の個人情報（他人の氏名、生年月日その他の記述又は他人の個人別に付された番号、記号その他符号によらないで本人を検索し得る者に限る）の開示の申出をすることができる。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第12条 本協会は、開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。
- (2) 当該個人情報に開示の申出以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）が含まれるとき。ただし当該開示の申出者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないときを除く。
- (3) 当該個人情報に法人等に関する情報又は開示の申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人又は当該

事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるとき。

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 市又はその他の公共団体（以下「市等」という。）からの協議、依頼等に基づいて本体協が作成し、又は取得した個人情報であり、開示することにより、市等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき
- (6) 開示することにより、本協会の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(開示の申出に対する決定等)

第 13 条 本協会は、開示の申出があったときは、当該申出があった日から起算して 15 日以内に、開示の申出に係る個人情報を開示するかどうかの決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。

- 2 本協会は、前項の決定をしたときは、開示の申出者に対し、速やかに、当該決定の内容を通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第 14 条 本協会は、開示しようとする個人情報に第三者（開示請求者及び本協会以外のものをいう。以下この条において同じ。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聞くことができる。

- 2 本協会は、前項の規定により第三者の意見を聞いた場合において当該個人情報を開示するときは、あらかじめ、その旨を当該第三者に通知するものとする。

(訂正の申出)

第 15 条 何人も第 13 条第 1 項の決定により開示を受けた自己の個人情報に誤りがあると認められるときは、本協会に対し、その訂正の申出をすることができる。

- 2 第 11 条第 2 項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正の申出に対する決定等)

第 16 条 本協会は、訂正の申出があったときは、当該申出があった日から起算して 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正の申出に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をするものとする。ただし、やむを得ない利用により当該期間内に決定することができないときは、当該期間を延長することができる。

- 2 本協会は、前項の決定したときは、訂正の申出者に対し、速やかに、当該決定の内

容を通知するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日) から施行する。(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 理事会議決)